

規 則

埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年五月二十七日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県規則第八十号

埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例施行規則（令和六年埼玉県規則第六十四号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二号中「。以下この条において同じ」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。